
葛飾区子ども・若者計画（骨子案）

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、子どもや若者に関する課題は深刻化し、子どもにおいては、虐待やいじめ、不登校などに加え、発達・適応の課題や貧困など、若者においては、若年無業者(ニート)やひきこもりなどの社会的な自立を巡る課題が指摘されており、従来の個別分野を越えた取組が求められています。

(1) 子ども・若者育成支援の流れ

国においては、平成22(2010)年4月に総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とする「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月には同法に基づき「子ども・若者ビジョン」が策定されました。平成28(2016)年2月には「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されています。

「子供・若者育成支援推進大綱」では、全ての子ども・若者の健やかな育成、困難を有する子ども・若者やその家族の支援、子ども・若者の成長のための社会環境の整備などの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針として掲げ、全ての子ども・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指すとしています。

東京都においても、平成27(2015)年8月に「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「都道府県子供・若者計画」である「東京都子供・若者計画」が策定されています。

(2) 子どもの貧困対策の流れ

国においては、平成26(2014)年1月に子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

「子供の貧困対策に関する大綱」では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることや、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することが示されています。

○国の動き

- 平成22年4月 「子ども・若者育成支援推進法」施行
- 平成22年7月 「子ども・若者ビジョン」策定
- 平成26年1月 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
- 平成26年8月 「子供の貧困対策に関する大綱」策定
- 平成28年2月 「子供・若者育成支援推進大綱」策定

○東京都の動き

- 平成27年8月 「東京都子供・若者計画」策定

2 計画策定の趣旨

すべての子ども・若者は、家族にとっても、地域社会にとっても、大きな可能性を持つかけがえのない存在です。すべての子ども・若者が社会的に自立した個人となっていくため、健やかに成長し、困難を有するがゆえに夢や希望をあきらめることなくチャレンジできることが必要です。

葛飾区では、これまでも様々な子ども・若者支援を実施してきました。本計画では、国等の動向を踏まえ、ライフステージ別の子ども・若者の健全育成と困難を有する子ども・若者を支援する施策を整理し、状況に応じたきめ細やかな切れ目のない支援をめざして、地域全体で連携して推進していきます。

3 計画の基本的な視点

国の「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、次の4つの視点で葛飾区の現状、課題、計画の基本的な方向性をまとめていきます。

視点1 生まれてから社会的な自立までの育ちを切れ目なく支援する

子ども・若者が健やかに育ち、社会的に自立していくために、各々のライフステージごとに、一人ひとりの子ども・若者の状況に応じたきめ細やかな切れ目のない支援を目指して、「生まれてから社会的な自立までの育ちを切れ目なく支援する」という視点で取り組んでいきます。

視点2 様々な困難を有する子ども・若者が社会的に自立できるように適切な支援をする

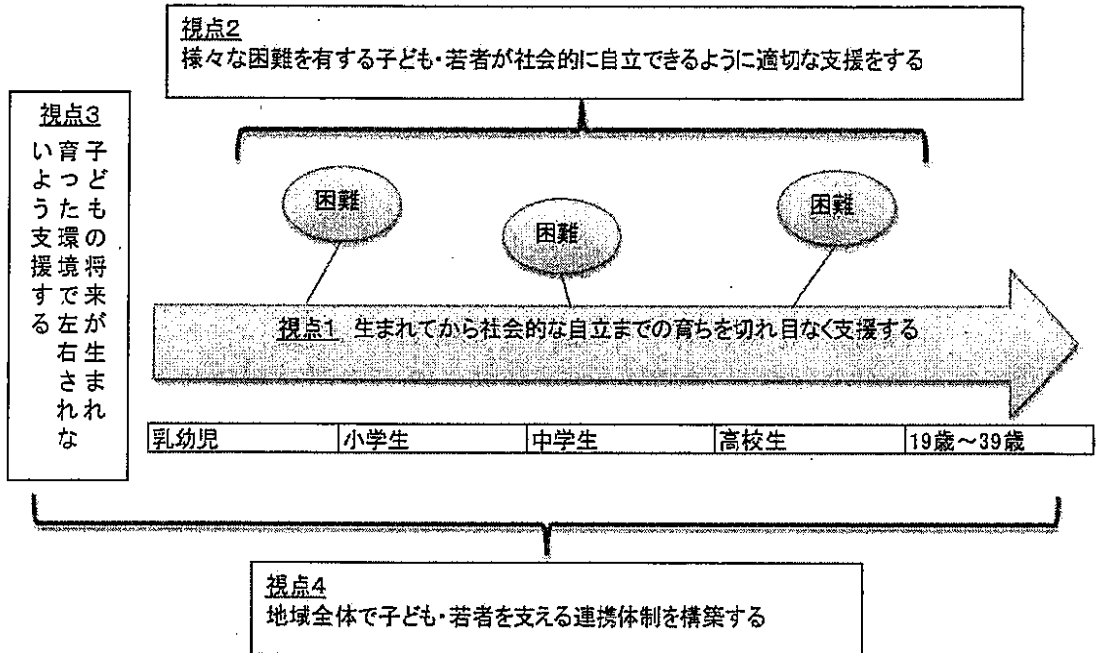
生まれてから社会的な自立に至るまでの育ちの過程で誰もが様々な困難を抱える可能性があります。困難な状況ごとに適切な支援をすることで、困難があっても社会的に自立できるように、「様々な困難を有する子ども・若者が社会的に自立できるように適切な支援をする」という視点で取り組んでいきます。

視点3 子どもの将来が生まれ育った環境で左右されないよう支援する

子ども・若者を取り巻く課題のうち、いわゆる「子どもの貧困」に関しては、子どもたちの将来を左右する大きな要因とされています。貧困の世代間連鎖によって子どもの将来が閉ざされることのないように、「子どもの将来が生まれ育った環境で左右されないよう支援する」という視点で取り組んでいきます。

視点4 地域全体で子ども・若者を支える連携体制を構築する

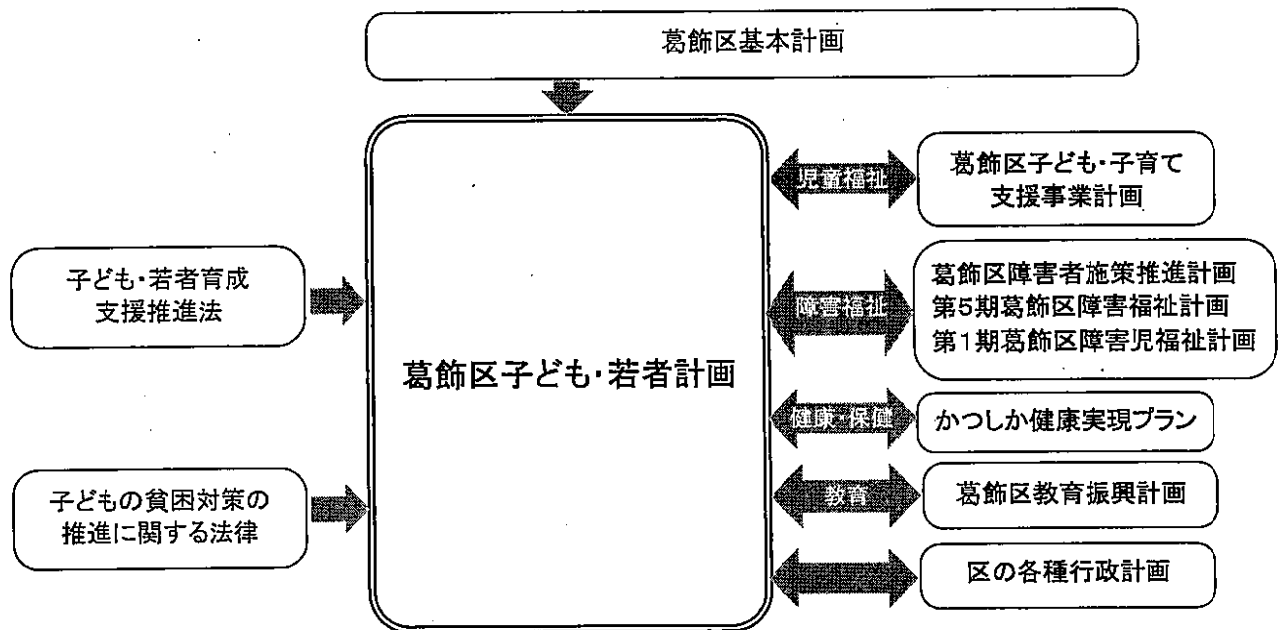
視点1から視点3を機能させるには、全庁的な連携はもとより、関係機関・団体を含んだ地域全体が有機的に連携することが大切です。そのような体制を構築し、一体的に支援をしていくように、「地域全体で子ども・若者を支える連携体制を構築する」という視点で取り組んでいきます。



4 計画の位置付け

本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく、市町村子ども・若者計画として策定するものです。また、計画の一部は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を勘案した子どもの貧困対策として位置づけます。

なお、本計画は「葛飾区基本計画」(平成25年度～平成34年度)を踏まえ、子ども・若者に関わる幅広い施策を対象とすることから、「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」、「葛飾区障害者施策推進計画」、「かつしか健康実現プラン」、「葛飾区教育振興基本計画」などの関連する計画と整合を図ります。



5 計画の対象

「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえ、0～39歳の子ども・若者を対象とします¹。

6 計画期間

本計画の計画期間は、平成31(2019)年度から平成36(2024)年度までの6年間とします。

¹ 「子供・若者育成支援推進大綱」では、子どもは、乳幼児期(義務教育年齢に達するまで)、学童期(小学生)、思春期(中学生からおおむね18歳まで)の者とし、若者は思春期と青年期(おおむね18歳からおおむね30歳未満まで)の者と、施策によってはポスト青年期(40歳未満まで)も対象とするとしています。

子ども・若者を取り巻く現状と課題

「計画の基本的な視点」に基づき、次のように子ども・若者を取り巻く現状と課題を整理します。

1 子ども・若者の現状と課題

本計画の策定にあたって、子ども・若者世代の生活環境等を把握するために実施した「葛飾区子ども・若者に関する調査」の結果などから、ライフステージ別に子ども・若者の現状と課題を次のように整理します。

現状		課題
① 未就学児の成長に応じた現状		保護者の不安への対応
		子どもの自己肯定感を高める子育て
② 小・中学生の自立に向けた現状		生きる力を身に着けるために、学ぶ意欲を養う
		コミュニケーション能力の向上
③ 若者の社会への参画の現状		非正規雇用者のキャリアアップの支援
		就労支援の施策・機関との連携
		成年年齢引き下げに伴う消費者意識の向上

2 子ども・若者にかかる困難に関する現状と課題

国の「子供・若者育成支援推進大綱」で取り組む課題及び「東京都子供・若者計画」の計画の基本方針を踏まえ、「葛飾区子ども・若者に関する調査」のほか、国や東京都、区の統計及び調査結果から、子ども・若者やその家族にかかる現状と課題を次のように整理します。

現状		課題
① 学校生活に関わる現状		不登校とならないためのきめ細かい支援
		いじめ防止対策
		日本語指導等が必要な子どもへの支援
② 障害等に関わる現状		発達心配される子どもへの対応
		発達に課題のある子どもや若者の自立に向けた支援
③ 自立・社会参画に関わる現状		若年無業者、ひきこもりの長期化を踏まえた自立促進
④ 非行・犯罪に関わる現状		SNS等インターネット経由での非行・犯罪の防止
		薬物乱用の防止
⑤ ひとり親家庭に関わる現状		ひとり親家庭に必要な支援の活用
⑥ 心身の安定・安心に関わる現状		虐待の早期発見、早期対応
		子ども・若者の自殺防止

3 子どもの貧困に関する現状と課題

国の「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、国の「国民生活基礎調査」、東京都の「子供の生活実態調査」及び「葛飾区子ども・若者に関する調査」の結果などから、子どもの貧困に関する現状と課題を次のように整理します。

	現状	課題
①	子どもの育ち・学びの現状	学習・進学に必要な支援の活用
②	子どもが育つ家庭の現状	経済的自立に対する支援

計画の基本的な方向性

1 基本目標

すべての子ども・若者が夢や希望を持って、健やかに成長し、
社会的に自立できるよう地域全体で支えるまち「かつしか」

すべての子ども・若者は、家族にとっても、地域社会にとっても、大きな可能性を持つかけがえのない存在です。

一人ひとりの子ども・若者が、自尊感情や自己肯定感を育みながら、様々な社会体験を通じて将来の夢や希望を持つことは、自己の形成と自立の準備にとって大切なことです。また、困難を有するがゆえに夢や希望をあきらめることなくチャレンジできることが必要です。

葛飾区では、「すべての子ども・若者が夢や希望を持って、健やかに成長し、社会的に自立できるよう地域全体で支えるまち「かつしか」」を基本目標として、関係機関・団体を含んだ地域全体が有機的に連携し、すべての子ども・若者が持てる能力を生かして社会的に自立し、活躍することを支えるまちを目指します。

2 基本方針

基本目標の実現に向けた施策推進の基本的な方向性として、4つの基本方針を掲げます。

基本方針1 子ども・若者の健全な育ち、自立を支援する

誰もが健やかに育ち、生きる力を身に付け、そして一人ひとりが社会的に自立していくまでの期間に、自分の人生を主体的に選択できるように、学校教育をはじめ、健康、就職など様々な分野で、ライフステージ別の切れ目のない支援を総合的に行います。

基本方針2 様々な困難を有する子ども・若者および家族を支援する

子ども・若者が育ち、自立に向かうなかで、誰もが様々な困難を有する可能性があり、子ども・若者自身や家族だけで解決できない場合もあります。このような場合に子ども・若者とその家族に対して必要な支援を行うことで、自分らしく生き、社会的な自立にむけた支援を行います。

基本方針3 子どもが生まれ育つ家庭の事情に左右されない育ちを支援する

家庭の経済的な事情をはじめとする子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、子どもが健やかに育つことができるように、子どもとその家庭に対して、教育、生活、就労など、事情に応じた適切な支援を行います。

基本方針4 地域全体で支える環境を整える

全庁を横断する連携はもとより、国や都の機関、地域で子ども・若者のために活動する団体と連携し、地域全体で子ども・若者の健やかな育成と社会的な自立を支えていく体制を構築します。

施策の展開

「計画の基本的な視点」、「子ども・若者を取り巻く現状と課題」、「計画の基本的な方向性」を踏まえ、基本方針ごとに施策を整理します。

基本方針1 子ども・若者の健全な育ち、自立を支援する

施策① 成長に応じた支援をします

主に未就学児を対象として、成長に応じて、子どもが健やかに育っていくための支援を行います。

事業例：ゆりかご葛飾、ふれあい体験保育、すくすく歯育て支援事業、スタートカリキュラム

施策② 自立に向けた準備の支援をします

小学生から中学生を対象として、学校教育を中心とした、自己肯定感や自己有用感の確立を支援します。

事業例：学習支援事業[生活困窮者]、スクールカウンセラーの配置、
スクールソーシャルワーカーの派遣

施策③ 社会への参画の支援をします

若者の就職及び継続的な就業を支援するとともに、よりよい生活を目指した再就職や学びなおしの支援も行うことで、社会的な自立の支援を行います。

事業例：雇用・就労促進事業、雇用・就業マッチング支援事業、障害者就労支援事業
消費者教育事業

基本方針2 様々な困難を有する子ども・若者および家族を支援する

施策① 学校生活に関わる課題への支援をします

様々な理由で学校に通うことに前向きになれず、さらには適応に課題を抱えることとなった子どもに対して、適切な相談や支援を行っていきます。

事業例：学校支援総合対策事業(不登校対策プロジェクト・日本語指導の充実)、
いじめ防止対策の推進

施策② 障害等に関わる課題への支援をします

発達に心配される子どもとその保護者が安心して暮らし、健やかに育ち、学校生活、そして自立した社会生活を送れるように支援していきます。

事業例：発達相談事業、就学相談、特別支援教育推進事業

施策③ 自立・社会参画に関わる課題への支援をします

小・中学校における適応にとどまらず、自立・社会参画に関して困難を抱える子ども・若者に対する支援も行っていきます。

事業例：自立相談支援事業[生活困窮者]、就労準備支援事業[生活困窮者]、
地域人材確保・育成支援事業

施策④ 非行・犯罪に関わる課題への支援をします

子ども・若者が非行・犯罪に陥ることのないように家庭・学校・地域で見守っていきます。非行、さらには犯罪に陥った子ども・若者に対しては、立ち直りや社会復帰のための取組みも行っていきます。

事業例：薬物乱用防止啓発

施策⑤ ひとり親家庭に関わる課題への支援をします

ひとり親家庭への様々な支援を行うことで、子どもが健やかに育ち、自立していくことを実現する施策に取り組みます。

事業例：ひとり親家庭自立支援（就労相談）、ひとり親家庭自立支援（給付金）、
ひとり親家庭相談

施策⑥ 心身の安定・安心に関わる課題への支援をします

子どもの健全な育ちや将来に対して大きな影響を及ぼす虐待の未然防止とアフターケアを行っていきます。また、子ども・若者の自殺の防止についても取り組みます。

事業例：児童虐待対策事業、自殺対策事業

基本方針3 子どもが生まれ育つ家庭の事情に左右されない育ちを支援する

施策① 子どもの育ち・学びへの支援をします

家庭の事情に左右されることなく、健やかに子どもが育ち、学び、自らが描く夢や希望に向かって進めるように支援をしていきます。

事業例：就学援助、学習支援事業[生活困窮者]、葛飾区奨学資金貸付事業、
葛飾区被保護者自立促進事業[生活保護受給者が対象]

施策② 子どもが育つ家庭への支援をします

経済的に課題を抱えながら子育てを行う家庭に対して支援を行い、課題を抱えることなく、健やかに子どもを育てられる家庭環境になるよう努めます。

事業例：児童手当、子ども医療費助成、ひとり親家庭相談、
自立相談支援事業[生活困窮者]、就労準備支援事業[生活困窮者]

基本方針4 地域全体で支える環境を整える

施策① 地域全体で支える環境を整えます

全庁的な連携はもとより、関係機関・団体を含んだ地域全体が有機的に連携する体制を構築し、関係機関の代表者から実務者まで様々なレベルで一体的な支援を行います。

事業例：子ども・若者応援ネットワーク連携講座、葛飾区子ども・若者支援地域協議会、
子ども・若者支援活動費補助金

施策の体系

基本目標	視点	課題	基本方針
⇒ すべての子ども・若者が夢や希望を持って、健やかに成長し、社会的に自立できるよう地域全体で支えるまち「かつしか」	視点1 ⇒ 生まれてから社会的な自立までの育ちを切れ目なく支援する	⇒ ・保護者の不安への対応 ⇒ ・子どもの自己肯定感を高める子育て ⇒ ・生きる力を身に着けるため、学ぶ意欲を養う ⇒ ・コミュニケーション能力の向上 ⇒ ・非正規雇用者のキャリアアップの支援 ⇒ ・就労支援の施策・機関との連携 ⇒ ・成年年齢引き下げに伴う消費者意識の向上	基本方針1 ⇒ 子ども・若者の健全な育ち、自立を支援する
	視点2 ⇒ 様々な困難を有する子ども・若者が社会的に自立できるように適切な支援をする	⇒ ・不登校とならないためのきめ細かい支援 ⇒ ・いじめ防止対策 ⇒ ・日本語指導等が必要な子どもへの支援 ⇒ ・発達心配される子どもへの対応 ⇒ ・発達に課題のある子どもや若者の自立に向けた支援 ⇒ ・若年無業者、ひきこもりの長期化を踏まえた自立促進 ⇒ ・SNS等インターネット経由での非行・犯罪の防止 ⇒ ・薬物乱用の防止 ⇒ ・ひとり親家庭に必要な支援の活用 ⇒ ・虐待の早期発見、早期対応 ⇒ ・子ども・若者の自殺防止	基本方針2 ⇒ 様々な困難を有する子ども・若者および家族を支援する
	視点3 ⇒ 子どもの将来が生まれ育った環境で左右されないよう支援する	⇒ ・学習・進学に必要な支援の活用 ⇒ ・経済的自立に対する支援	基本方針3 ⇒ 子どもが生まれ育つ家庭の事情に左右されない育ちを支援する
	視点4 ⇒ 地域全体で子ども・若者を支える連携体制を構築する	⇒ ・地域全体で支援する体制の検討	基本方針4 ⇒ 地域全体で支える環境を整える

施策	事業例
施策① 成長に応じた支援をします	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆりかご葛飾 ・ふれあい体験保育
⇒ 主に未就学児を対象として、成長に応じて、子どもが健やかに育っていくための支援を行います。	⇒ <ul style="list-style-type: none"> ・すくすく歯育て支援事業 ・スタートカリキュラム
施策② 自立に向けた準備の支援をします	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援事業[生活困窮者]
⇒ 小学生から中学生を対象として、学校教育を中心とした、自己肯定感や自己有用感の確立を支援します。	⇒ <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの配置 ・スクールソーシャルワーカーの派遣
施策③ 社会への参画の支援をします	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用・就労促進事業
⇒ 若者の就職及び継続的な就業を支援するとともに、よりよい生活を目指した再就職や学びなおしの支援も行うことで、社会的な自立の支援を行います。	⇒ <ul style="list-style-type: none"> ・雇用・就業マッチング支援事業 ・障害者就労支援事業 ・消費者教育事業
施策① 学校生活に関わる課題への支援をします	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援総合対策事業
⇒ 様々な理由で学校に通うことに前向きになれず、さらには適応に課題を抱えることとなった子どもに対して、適切な相談や支援を行っていきます。	⇒ <ul style="list-style-type: none"> ・（不登校対策プロジェクト・日本語指導の充実） ・いじめ防止対策の推進
施策② 障害等に関わる課題への支援をします	<ul style="list-style-type: none"> ・発達相談事業
⇒ 発達心配される子どもとその保護者が安心して暮らし、健やかに育ち、学校生活、そして自立した社会生活を送れるように支援していきます。	⇒ <ul style="list-style-type: none"> ・就学相談 ・特別支援教育推進事業
施策③ 自立・社会参画に関わる課題への支援をします	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業[生活困窮者]
⇒ 小・中学校における適応にとどまらず、自立・社会参画に関して困難を抱える子ども・若者に対する支援も行っていきます。	⇒ <ul style="list-style-type: none"> ・就労準備支援事業[生活困窮者] ・地域人材確保・育成支援事業
施策④ 非行・犯罪に関わる課題への支援をします	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止啓発
⇒ 子ども・若者が非行・犯罪に陥ることのないように家庭・学校・地域で見守っていきます。非行、さらには犯罪に陥った子ども・若者に対しては、立ち直りや社会復帰のための取組みも行っていきます。	⇒
施策⑤ ひとり親家庭に関わる課題への支援をします	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭自立支援(就労相談)
⇒ ひとり親家庭への様々な支援を行うことで、子どもが健やかに育ち、自立していくことを実現する施策に取り組みます。	⇒ <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭自立支援(給付金) ・ひとり親家庭相談
施策⑥ 心身の安定・安心に関わる課題への支援をします	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待対策事業
⇒ 子どもの健全な育ちや将来に対して大きな影響を及ぼす虐待の未然防止とアフターケアを行っていきます。また、子ども・若者の自殺の防止についても取り組みます。	⇒ <ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策事業
施策① 子どもの育ち・学びへの支援をします	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助 ・学習支援事業[生活困窮者]
⇒ 家庭の事情に左右されることなく、健やかに子どもが育ち、学び、自らが描く夢や希望に向かって進めるように支援をしていきます。	⇒ <ul style="list-style-type: none"> ・葛飾区奨学資金貸付事業 ・葛飾区被保護者自立促進事業[生活保護受給者が対象]
施策② 子どもが育つ家庭への支援をします	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当 ・子ども医療費助成 ・ひとり親家庭相談
⇒ 経済的に課題を抱えながら子育てを行う家庭に対して支援を行い、課題を抱えることなく、健やかに子どもを育てられる家庭環境になるよう努めます。	⇒ <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業[生活困窮者] ・就労準備支援事業[生活困窮者]
施策① 地域全体で支える環境を整えます	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者応援ネットワーク連携講座
⇒ 全庁的な連携はもとより、関係機関・団体を含んだ地域全体が有機的に連携する体制を構築し、関係機関の代表者から実務者まで様々なレベルで一体的な支援を行います。	⇒ <ul style="list-style-type: none"> ・葛飾区子ども・若者支援地域協議会 ・子ども・若者支援活動費補助金

計画の推進

1 計画推進のための取組み

(1) 切れ目のない支援体制の構築

子ども・若者の育つ過程において制度を移行する時期の連携が必要となります。困難を抱えた子ども・若者が社会的に自立できるように切れ目のない支援の体制の構築に努めます。

(2) 施策や機関・組織の的確な情報提供

子ども・若者の育ちや自立を支援し課題に対応する施策や機関・組織に対する認知度が低い現状は、課題を抱えた子ども・若者やその家庭が相談をしたいときに、相談できないまま不安を抱え込むことにもつながりかねません。個々の施策や機関・組織について周知を図り、子ども・若者の育ち・自立を切れ目なく支える体制や課題への対応を総合的に周知するとともに、課題を抱えることになっても相談先にアクセスが可能なよう、ウェブサイトなど多様な情報提供に取り組みます。

2 計画の推進体制

本計画で位置付けた取組みは、子ども・子育て分野だけではなく、福祉、教育、保健・医療、雇用など、幅広い分野にわたります。庁内の関係部局と定期的に情報交換を行い、施策の進捗状況等を共有し、庁内横断的な対応ができるように体制を整えます。

また、教育、福祉、保健・医療、矯正・更生保護、雇用及び健全育成の関係機関の代表者などで構成する「葛飾区子ども・若者支援地域協議会」において、各分野の情報交換を行うとともに、事業面で必要な連携が図れるように、必要に応じて実務者レベルの専門部会を設置します。

3 進捗評価

計画に位置付けた施策の実施状況を毎年度、点検・評価するとともに、計画の改定時期等には子ども・若者世代の実態をアンケート調査等で把握していきます。結果については、「葛飾区子ども・若者支援地域協議会」に報告するとともに、区ホームページ等で公表し、必要に応じて計画の見直しに反映させていきます。

